

有田市観光ポータル構築業務仕様書

1. 業務名

有田市観光ポータル構築業務

2. 本業務の目的

本市の観光分野においては、個々の観光コンテンツを目的とした観光客は多いものの、他のコンテンツとの結びつきが弱く、市内の周遊につながっていない。

また、2025 大阪・関西万博は、世界の多様な文化や価値観の交流、新たなつながりや創造促進など、日本の魅力再発見と、経済、社会、文化等あらゆる面において、より付加価値の高い観光の実現を目指すきっかけとなり、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍が期待できるものである。

有田市は、関西空港から車で 60 分、大阪・関西万博会場から 90 分で来訪可能な圏域であり、2025 大阪・関西万博開催をチャンスと捉え、万博効果を最大限に活かすべく、国内旅行者のみならず、訪日観光客（インバウンド）を、本市をはじめ有田地方に誘客することで、本市への観光客の増大、地域経済の発展を目指すものである。

本業務ではこれらの達成に向けインターネット技術をはじめとしたデジタル技術を活用し、観光地としての改善・魅力向上及び適切な情報発信のための観光ポータルの構築やプロモーションを行い、本市の観光産業支援と振興の礎を構築することを目的とする。

3. 委託業務内容

本業務の委託内容を以下に示す。なお、業務の実施に当たっては、以下の業務内容を十分理解し、適切な実施体制でこれに臨むこととし、その具体的手法は受託者が自らのノウハウを最大限活用して実施するものとする。

(1) 外国人嗜好性調査

対象市場（国や地域）毎に適切なコンテンツを提供するため、対象市場毎の外国人旅行者の嗜好性・ターゲットを調査し明らかにすること。

訪日外国人の嗜好性の基礎調査・情報とりまとめを行い、当該結果に基づき提供コンテンツの整理を行うこと。

(2) 潜在力調査

本市の潜在的な観光資源の探索・掘り起こしを目的として、既に公開されている情報や有識者インタビューなどにより、有力な観光資源をピックアップし、深掘りを実施すること。

また、観光資源の魅力を明確化するために、必要に応じて他の地域の観光資源との比較を行うこと。

(3) 基本戦略の策定

「(1)外国人嗜好性調査」や「(2)潜在力調査」の結果を踏まえ、訪日外国人の観光誘客の基本戦略を策定すること。

ここでは全体方針策定やブランドコンセプトの策定、対象市場やターゲット層の策定などを調査データ等に基づいて策定すること。

(4) 既存コンテンツの翻訳と観光ポータルへの掲載

上記の調査結果や基本戦略に基づき、有田市観光協会サイト (<https://arida-kanko.com/>) のコンテンツ等の翻訳を行い、新たに構築する観光ポータルに掲載すること。主な要件は

以下のとおり。

- ① 観光ポータル掲載予定の翻訳対象記事やコンテンツは、主に有田市観光協会に掲載している記事やコンテンツから、外国人の嗜好性にマッチしていると思われるコンテンツとする。具体的な翻訳対象コンテンツ数については受託事業者と調整し確定する。
- ② 観光ポータル掲載予定のコンテンツに位置情報などの連携されていない場合は、位置情報データ等の追記を行うこと。

(5) Web サイト設計・構築

上記の調査結果や基本戦略に基づき、有田市の観光コンテンツの改善・魅力向上の継続のため及び適切な情報発信のための観光ポータルサイトを構築し、「(2)潜在力調査」や「(6)デジタルプロモーション」で作成されたコンテンツの実装を行うこと。

主な機能要件は以下の通りとし、当該機能を備えたプラットフォームサービスの提供を行うこと。

No	機能名	機能概要
1	ID 登録・管理機能	<ul style="list-style-type: none">・ 訪日外国人に対して Web ポータルの ID の発行・管理を行う機能を備えていること・ ID 登録時において訪日外国人の嗜好性を取得できること・ 訪日外国人の嗜好性把握のための情報を取得すること
2	コンテンツ提供機能	<ul style="list-style-type: none">・ Web サイト上で、国・地域別の嗜好性に基づき、表示コンテンツ・表示順位を最適化表示できること・ 言語については英語・繁体字・簡体字・韓国語を含む5以上の言語をサポートすること・ デザイン上のカスタマイズが可能であること
3	コンテンツ登録・更新・削除機能	<ul style="list-style-type: none">・ 各種情報コンテンツを登録・更新・削除できる機能を備えていること・ 情報コンテンツ登録については、官民の複数の事業者がコンテンツを登録することができるインターフェースを備えていること
4	コメント投稿・削除機能	<ul style="list-style-type: none">・ Web システム上で、訪日外国人等が困りごとや相談事項を投稿・削除できる機能を備えていること
5	アンケート機能	<ul style="list-style-type: none">・ 旅行後の訪日外国人に対して、訪問箇所に関するアンケートを提供・収集する機能を備えていること
6	SNS連携機能	<ul style="list-style-type: none">・ サイト上のコンテンツを適宜 SNS 上にシェアできること・ 特定の SNS における観光客が投稿した情報を収集し、サイトに表示させる機能を備えていること・ 利用者の嗜好性に応じた情報を SNS 等を通じて発信できること
7	分析データ提供機能	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の行動履歴、アンケート結果の分析データを抽出し提供する機能を備えていること

観光ポータルの非機能要件は以下の通りとする。

No	機能名	機能概要
1	性能要件	<ul style="list-style-type: none">・ 国内のエンドユーザーからの画面アクセス時に要求されるレスポンスは、平常時 3 秒、ピーク時 5 秒を目安とすること
2	信頼性要件	<ul style="list-style-type: none">・ 回線・機器等に関して冗長化構成などの対策を講じ、サービスが長期停止とならない構成とすること

3	セキュリティ要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要なアクセス元、ポート以外の通信へのネットワーク制御、ならびにインターネットからのアクセスに対する SSL、TLS 等を用いた通信の暗号化ができること ・ 管理ユーザ/役割ごとに OS へのアクセス可否や、可能な操作を定義できること ・ 個人情報等の機密性の高いデータに対して、暗号化を施した上の保管ができること ・ なりすましによる不正な情報入手、改ざん等を防止する対策を講じていること
4	運用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画停止時を除き、24 時間 365 日のサービス提供が可能であること ・ サービス提供に必要なデータのバックアップが取得でき、障害時にデータ復旧が行えること ・ 異常時検知のために監視運用ができること ・ 各機能に関するマニュアルを有すること

(6) デジタルプロモーション

本内容はインフルエンサーを活用したプロモーション業務を想定しており、有田市の観光コンテンツを諸外国に積極的にプロモーションを行い、現地における知名度向上、誘客効果を狙う。

また、本プロモーションの準備及び実施を通じて得られたデータをもとに観光資源の魅力を明らかにすること。

(7) 観光ポータルの持続的な運営方針の策定支援

次年度以降における観光ポータル上のサービス展開や持続的な運営方針の策定について提案し、報告書として作成すること。

4. 委託期間

契約日～令和 6 年 3 月 31 日

5. スケジュール

サービスリリースについては令和 6 年 3 月 31 日を予定しており、本業務の全体計画を策定の上、業務の推進を行うこと。

受託者は本スケジュールを踏まえて本業務の計画・管理を行うこと。

6. 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり関係法令等を遵守しなければならない。

また、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）交付要綱を遵守すること。

7. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料は原則として受託者が収集するものとするが、本市が保有しているもので本業務の遂行に必要な資料は貸与する。貸与を受けた資料については、そのリストを作成して本市に提出し、業務完了とともに速やかに返却すること。

8. 納入成果物

以下の成果物をそれぞれ一式ずつ納入すること。

尚、納入成果物に関しては、紙媒体及び電子媒体（CD-R 等）にて納入すること。

- ① 外国人嗜好性調査結果報告書
- ② 潜在力調査結果報告書
- ③ 基本戦略策定結果報告書
- ④ 観光ポータル完成図書
- ⑤ デジタルプロモーション関連資料
- ⑥ 観光ポータルの持続的な運営方針の策定支援結果報告書

9. 納入期限

令和6年3月31日

10. 納入場所

有田市

11. 作業場所

作業場所は、作業内容及び作業体制等を考慮し、本市と協議の上、受託者が用意すること。

12. 納入物の審査及び引き渡し

受託者は、本業務完了時に本市の審査を受けなければならない。本業務の審査に合格後、本仕様書に指定された成果物一式を納入り業務の完了とする。

13. その他

- (1) 業務の遂行にあたって、受託者は本市と十分な連絡を持ち、処理方針については本市の指示及び承諾を受けるとともに関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 本業務における成果物は本市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行のために連絡、確認を行う管理担当者を設置すること。
- (4) 受託者は、本仕様書の内容に疑義が生じたときや、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市と速やかに協議し、その指示に従うこと。